

# 山梨県青果物標準出荷規格実施要領

	平成15年	3月20日	果3第3-1号	制定
一部改正	平成19年	1月22日	果食第1032号	制定
一部改正	平成29年	4月3日	販輸第404号	制定
一部改正	令和2年	3月26日	販輸第838号	制定

## (趣旨)

第1 この要領は、山梨県青果物標準出荷規格実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に対し必要な事項を定めるものとする。

## (等級格付団体等の指定)

第2 要綱第4の第1項の指定を受けようとする団体又は団体以外の者（以下「団体等」という。）は、青果物等級格付団体等指定申請書（第1号様式）に格付責任者及び等級の格付を行う者（以下「検査格付員」という。）を定めて記入し、毎年度知事に提出しなければならない。

ただし、検査格付員のいない団体等においては、検査格付員の記入に替えて、検査格付員の派遣に係る一般社団法人山梨県青果物検査協会（以下「検査協会」という。）との契約書の写しを添付しなければならない。

## (検査格付員)

第3 検査格付員は、県規格に定められた等級の格付を行うにたる技術及び能力を有する者で、知事の認定を受けた者とする。

2 検査格付員は、検査協会に登録するものとする。

3 検査格付員の認定の有効期間は、5年とする。

4 知事は、検査格付員に認定証（第2号様式）を交付する。

5 知事は、等級の格付を適正に行うことができないと認められる検査格付員について、認定を取り消すことができる。

## (等級格付の方法)

第4 要綱第4の第2項の等級の格付は、検査格付員が当該青果物を検査し、要綱第3の規定により別に定める県規格により行わなければならない。

2 前項の検査は、当該青果物の容器ごとに行うものとする。ただし、容器ごとに検査を行うことが困難な事情がある場合は、各荷口の1割以上の抽出検査によって行うことができる。

(青果物の表示方法)

- 第5 要綱第5の表示は、容器の側面又は容器にちょう付するレッテル等に、出荷者、品種、等級及び数量・重量を明確に記入し、又は押印してするものとする。
- 2 等級の格付が行われた青果物は、検査済印を押印しなければならない。
  - 3 検査済印は、検査済の表示のほか、検査格付員の氏名、団体名又は検査協会のいずれかを表示するものとする。
  - 4 出荷者の表示は、出荷者の氏名及び住所とする。
  - 5 共同選果したもので、出荷団体名が明記してある場合は、出荷者の表示を省略することができる。
  - 6 出荷団体名が明記してある場合の出荷者の表示は、農家番号又は荷印をもって替えることができる。
  - 7 段ボール箱の底面に紙質、段ボール製造年月日及び段ボール箱製造業者名を表示するものとする。

(規格の改正基準)

- 第6 要綱第6の規格の改正については、以下の基準によるものとする。
- 1 要綱別表に品目を追加する場合には、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たすこととする。
    - (1) 追加時の実態として出荷量が多く、規格を統一する必要性が著しく高いもの。
    - (2) 現状は出荷量が少なくても、今後生産拡大を推進するもの。
  - 2 品種を追加する場合には、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たすこととする。
    - (1) 奨励品種であり、かつ今後生産拡大を推進するもの。
    - (2) 品種特性が強いために現行掲載済みの他品種で読み替えることが困難であり、かつ現行掲載済みの品種と比べて生産量が同等又はそれ以上のもの。

(書類の提出)

- 第7 この要領により知事に提出する書類は正副各一通とし、所轄の農務事務所に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年3月20日から施行する。  
この要領は、平成19年1月22日から施行する。  
この要領は、平成29年4月 3日から施行する。  
この要領は、令和 2年3月26日から施行する。
- 2 この要領施行の際、山梨県青果物規格条例施行規則第3条の規定により認定した検査格付員で有効期間のある者は、この要領の規定に基づいてなされたものとみなす。

- 3 令和2年3月31日に、第3の3に規定する検査格付員の認定の有効期間を満了する者については、有効期間を知事が通知で別に定める期間まで延長するものとする。

第1号様式（第2関係）

番 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

住 所  
 団体等名  
 代表者氏名

印

青果物等級格付団体等指定申請書

次のとおり、青果物の等級格付を実施したいので、その実施団体等に指定されたく、山梨県青果物標準出荷規格実施要領第2の規定により申請します。

1. 格付実施品目、予定数量及び対象農家数

品 目							計
数量（トン）							
対象農家数							

2. 格付実施期間

格付始め	月 日	格付終り	月 日	日間
------	-----	------	-----	----

3. 格付実施場所及び格付責任者

格付実施場所			格付責任者		
名 称	所在地	電話番号	氏 名	住 所	電話番号

4. 検査格付員に関する項目

氏 名	生 年 月 日	住 所	認 定 年 度

第2号様式（第3関係）

5.5 セ ン チ メ ー ト ル	第 号
	認 定 証
	住 所 氏 名
	山梨県青果物標準出荷規格実施要領第3の規定による検査格付員 として認定する。
認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日
	山梨県知事
	印
9センチメートル	